

会員規約（施設利用規約）

（2025年12月1日施行）

第1条（適用範囲）

- 本規約は、And.Y合同会社（以下「当社」といいます。）が運営する「CALM FIT」および関連サービス（以下総称して「本クラブ」といいます。）のすべての利用に適用します。
- 本規約は、会員およびビジターを含むすべての施設利用者に対し効力を有します。
- 当社が別途定める諸規則・ガイドライン・注意事項（以下「本規約等」といいます。）は本規約の一部を構成します。

第2条（目的）

本クラブは、スポーツ活動を通じて施設利用者の健康増進・身体能力向上を図ることを目的とし、安全かつ快適な施設を提供します。

第3条（会員制および入会手続）

- 本クラブは会員制とします。会員とは、本規約に同意し、当社所定の入会手続きを完了し、当社が承認した者をいいます。
- 入会申込者は、所定の入会申込書・契約書・同意書等（電磁的方法を含む）に正確な情報を記載し提出するものとします。
- 当社は、入会を承認または拒否する裁量を有します。理由の開示義務は負いません。
- 安全管理上必要と判断する場合、当社は医師の診断書や誓約書の提出を求めることができます。

第4条（入会資格）

1. 自己の責任で施設を安全に利用できる健康状態にあり、本規約等を遵守し、他の利用者との協調を保てることを入会条件とします。
 2. 以下に該当する者は入会を認めません。
 - (1) 本人確認ができない者
 - (2) 医師により運動を禁じられている者
 - (3) 感染性疾病等を有する者
 - (4) 暴力団その他反社会的勢力に属する者または関係する者
 - (5) 過去に除名・利用禁止等の処分を受けた者
 - (6) 未成年者(ただし第5条による親権者同意を得た場合を除く)
 - (7) 社会通念上、会員として不相当と当社が合理的に判断する者
 3. 入会後に前項各号該当が判明した場合、当社は即時に会員資格を停止または除名できます。
-

第5条(未成年者)

未成年者が入会する場合、本人および親権者が連署し、親権者は本人と連帯して本規約上のすべての責任を負います。

第6条(会員の権利・義務)

1. 会員は、本規約および会員種別の条件に従い、本クラブの施設・サービスを利用できます。
 2. 会員は、施設・設備に対して所有権・占有権等の権利を有しません。
 3. 会員は、本規約等を遵守し、施設内秩序および衛生の維持に協力する義務を負います。
-

第7条(会費・入会金等)

1. 会員は、当社の定める入会金・登録料・月会費等を当社指定の方法(クレジットカード等)で支払います。
2. 会員資格を有する限り、施設を実際に利用しない場合も会費支払義務を負います。

3. 入会金は契約締結およびシステム登録の事務費用であり、当社に帰責事由がある場合を除き返還しません。
 4. 追加チケット・イベント費等の利用料金は、キャンセル期日を過ぎた場合、利用の有無にかかわらず返還しません。
-

第8条(料金改定)

1. 当社は、経済情勢・運営コストの変動等に応じ、会費・諸料金を改定できます。
 2. 不利益改定は効力発生日の1か月前までに、登録メールおよびHP掲示で通知します。
 3. 会員が改定後も利用を継続した場合、改定に同意したものとみなします。不同意の場合は手数料なく退会できます。
-

第9条(滞納)

1. 期日までに支払いがない場合、当社は7日以上のお猶予期間を設け催告します。
 2. 催告期間経過後も支払がない場合、会員資格を一時停止できます。
 3. 2か月以上滞納が継続する場合、当社は契約を解除できます。
 4. 回収費用(再請求・法的手続き等)は会員の負担とします。
-

第10条(届出義務)

登録情報(氏名・住所・連絡先等)に変更が生じた場合、会員は速やかに当社所定の方法で届出なければなりません。届出遅延に起因する損害について当社は責任を負いません。

第11条(会員種別変更)

会員は、当社の定める期日までに申し出ることによって翌月から種別を変更できます。期日後は翌々月反映となります。

第12条(会員以外の施設の利用)

1. 本クラブは、会員が同伴する会員以外の者(以下「ビジター」といいます。)に、施設を利用させることができるものとします。
2. 本クラブは、ビジターに対し、本規約に規定する会員の義務、禁止事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。
3. 会員がビジターとともに本クラブを利用する場合、そのビジターが他の会員または第三者、本クラブのスタッフ、施設または設備もしくは備品(以下「施設等」といいます。)に対し損害を与えたときは、当該会員が連帯して賠償の責を負うものとします。

第13条(遵守事項)

会員は、本規約等を遵守し、当社スタッフの合理的な指示に従わなければなりません。

第14条(禁止事項)

次の行為を禁止します。

- (1) 他の会員・スタッフ・当社への誹謗中傷や威圧行為
- (2) 飲酒後・薬物使用後の利用
- (3) 無断撮影・録音・情報拡散
- (4) 施設・設備・備品の損壊、持出し
- (5) 営業行為・勧誘・宗教活動・政治活動
- (6) SNS・インターネット上での虚偽・誇張・誹謗的投稿
- (7) その他、秩序・安全を害する行為

第15条(入場禁止・退場)

当社は、前条等に違反した場合、当該会員に対し入場禁止・退場・一時停止等を命じることができます。命令に従わない場合は即時退会処分とします。

第16条(健康状態の報告)

1. 妊娠・負傷・疾病などにより正常な利用が困難となった場合、会員は速やかに当社へ報告しなければなりません。
 2. 報告怠慢や虚偽報告により生じた損害について、当社は責任を負いません。
-

第17条(会員資格の一時停止)

健康・安全・運営上の理由で、当社が合理的に必要と認める場合、会員資格を一時停止できます。

第18条(除名)

当社は、会員が以下のいずれかに該当するとき、除名できます。

- (1) 第4条の入会資格を欠くことが判明したとき
 - (2) 第14条の禁止行為を行ったとき
 - (3) 当社または他会員への重大な迷惑・損害を与えたとき
 - (4) 入会時に虚偽申告があったとき
 - (5) 会費滞納が2か月を超えたとき
 - (6) その他社会通念上著しく不相当と当社が合理的に判断したとき
-

第19条(会員資格の喪失)

退会・死亡・除名・クラブ閉鎖等により会員資格を喪失します。

第20条(営業日・営業時間)

当社は、営業日・営業時間・定休日を別途定め、必要に応じ変更できます。変更は1か月前までに通知します。

第21条(施設変更)

当社は運営上必要と認めた場合、施設の全部または一部を変更できます。利用価値を実質的に減少させる場合は、会費減額または退会を認めます。

第22条(営業時間変更・営業休止)

1. 点検・補修・法令対応等の必要がある場合、営業時間を変更または休止できます。
 2. 1か月を超える休止が発生する場合、会費を減免・按分返金します。3か月超の場合、会員は無条件で退会可能です。
 3. 当社の故意・重過失に起因する場合は、別途適切な補償を行います。
-

第23条(不可抗力)

自然災害・行政指導・感染症流行その他当社の責に帰さない事由により営業が制限される場合、会費を相当部分減免します。1か月超の閉鎖時は無条件解約・按分返金を行います。

第24条(解散)

当社はやむを得ない事情があるとき、3か月前の通知により本クラブを解散できます。未提供期間分の会費は按分返金します。

第25条(退会)

1. 会員が退会する場合、当社所定の期日までに申請しなければなりません。
 2. 退会は月途中では行えず、申請月の翌月末日をもって退会成立とします。
 3. 当該月までの会費は支払義務を負い、翌月以降は免除されます。
-

第26条(損害賠償・免責)

1. 会員が当社または第三者に損害を与えた場合、全額賠償します。
2. 当社は、会員の故意・重過失によらない事故・盗難・疾病等に関して責任を負いません。
3. 当社の損害賠償責任上限は、当該会員が直近3か月に支払った会費総額とします(生命・身体侵害を除く)。

4. 会員間トラブルに当社は介入せず、仲裁・調停の義務を負いません。
 5. 会員が原因で当社が第三者から請求を受けた場合、当該会員は当社が支出した損害・弁護士費用・手数料等を全額補償します。
-

第27条(残置物)

退室時の残置物の有無は会員が自己責任で確認するものとし、回収遅延による損害について当社は責任を負いません。

第28条(防犯カメラ)

当社は安全管理目的で館内を撮影・録画します。法令に基づく場合を除き、目的外利用・第三者提供は行いません。

第29条(個人情報)

1. 当社は、会員の個人情報を個人情報保護法および当社方針に基づき適切に管理します。
 2. 利用目的は、本人確認・予約管理・緊急連絡・料金請求・サービス向上・法令遵守対応等とします。
 3. 委託先には監督義務を負い、法令または本人同意がある場合を除き第三者に提供しません。
-

第30条(損害賠償請求の時効)

会員が当社に対し損害賠償請求を行う場合、その原因発生日から6か月以内に行わなければなりません。この期間を経過した請求は無効とします。

第31条(訴訟外紛争処理の拒否)

当社は、行政機関・消費者センター・ADR機関等の仲裁・調停・斡旋に応じる義務を負いません。ただし法令上義務がある場合を除きます。

第32条(規約の改定)

- 当社は、法令改正または運営上の必要性により、本規約を改定できます。
 - 改定内容が会員に不利益となる場合、1か月前までに通知し、会員は異議申立期間中に退会できます。
 - 利用継続をもって同意があったものとみなします。
-

第33条(通知の効力)

通知は登録メール宛て送信時に発信され、通常到達すべき時に効力を生じます。情報未更新による不達について当社は責任を負いません。

第34条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠し、本クラブ所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2025年12月1日より施行します。